第４章　主要な都市計画の決定の方針

都市づくりの基本目標を踏まえ、大阪都市計画区域の主要な都市計画の決定の方針を以下に定めます。

４－１．土地利用に関する方針

１．立地特性に応じた土地利用

各地域がそれぞれの資源を活かし多様性を育み、ネットワークを強化していくことで、大阪全体の魅力を高めていくことができます。そのために、現在の土地利用状況を踏まえつつ、おおむねJR大阪環状線により囲まれた都心地域及び新大阪駅周辺地域、咲洲、舞洲、夢洲及びその周辺の臨海部、優れた居住環境や自然環境の維持されている地域等その立地特性を活かした都市づくりを行い、豊かさを享受できる都市を形成します。

特に、都市再生緊急整備地域については、都市の活性化に資する商業・業務・文化機能等の多様な都市機能の導入を図ります。

また、これらの実現のため、地域特性に応じた都市計画手法を柔軟に活用します。

２．市街化区域の土地利用の方針

（１）主要な用途の配置の方針

【商業・業務地】

おおむね JR 大阪環状線により囲まれた都心地域及び新大阪駅周辺地域については、その地域の特性に応じて、商業・業務機能の集積や都心居住を促進するなど、まちのにぎわいにも資する既存機能の更新・高度化を進めるとともに、土地の高度利用により創出される公共的空間等を活用しながら、快適でゆとりのある質の高い都市空間の形成を図ります。

特に、都市再生緊急整備地域に指定されている地域については、都市の活性化に資する国際的な中枢業務機能、学術・研究機能、文化・芸術・交流機能、健康・医療機能、商業・宿泊機能、情報発信機能、居住機能等の多様な都市機能の導入を図ります。また、民間の創意工夫が最大限に発揮されるよう、都市再生特別地区等の指定による土地利用規制の緩和等を積極的に活用します。

【臨海複合地】

咲洲、舞洲、夢洲からなる新臨海部については、多彩なエンターテイメントを体験できる国際的エンターテイメント拠点や、成長著しいアジアとのビジネス交流・交易拠点の形成、次世代産業等の研究・生産施設等の集積による産業・物流拠点の形成をめざします。併せて学術研究や居住、文化、スポーツ・レクリエーション等の機能の充実を図ります。また、業務・商業機能等の都市機能等の効率的な集積を図ります。

在来臨海部については、既存の生産機能の強化を図りつつ、ウォーターフロントの豊かな魅力を活かしながら、快適な居住空間の形成や、にぎわい、集客・観光の拠点づくりの推進により、複合的な市街地の形成を図ります。

【住宅地・住宅複合地】

本区域内の周辺部については、生活利便施設等の適正配置や緑化の推進等により、快適な居住環境の形成を図り、幅広い都市居住ニーズへの対応をめざします。

また、地域が持つ歴史、文化、水・みどり等の自然や都市景観等の資源を活かして、住民・企業・まちづくり活動団体等と協働して魅力ある居住地づくりを推進します。

鉄道駅周辺等においては、交通の利便性を考慮して住宅と業務・商業施設等との複合利用を進め、区域の東部や北西部等の中小工場が集積する住工混在の地域においては、周辺住宅地の環境保全に配慮しつつ、居住機能と生産機能との調和・共存を図ります。

JR大阪環状線の外周部を中心に広く分布する老朽木造住宅等が密集している地域では、老朽木造住宅等の建替えや狭あい道路の拡幅促進等により居住環境の向上に努めます。また、空き家の活用等を促進し、地域の活性化やまちの魅力向上を図ります。

（２）用途地域指定に関する方針

用途地域は、本マスタープラン等に基づき、地区の現状及び動向、具体的な事業計画、都市施設の整備状況、都市づくりにおける地域の実情や課題を勘案して市街地の将来像を明確化し、都市の健全な発展を図ることを目的として、土地利用計画の具体化と将来像の実現を誘導するよう定めるとともに、地域の環境の保全及び育成に努めます。

用途地域の変更にあたっては、土地利用転換の状況等を考慮した上で、必要に応じて適切な用途地域への見直しを図ります。

また、その他の地域地区や地区計画等の都市計画を適切に併用することにより、上記の誘導等がより実効性の高いものとなることから、その積極的な活用に努めます。

（３）建築物の容積率・建蔽率に関する方針

容積率及び建蔽率は、将来のあるべき土地利用の姿や、都市づくりの方向性を踏まえ、必要と考えられる建築物の床面積、建築面積、都市施設の整備状況及び環境保全を勘案して定めます。

（４）土地の高度利用に関する方針

おおむねJR大阪環状線により囲まれた都心地域及び新大阪駅周辺地域を中心に、商業・業務・宿泊・文化・学術・医療・福祉・居住等の多様な都市機能集積を図るとともに、土地の有効かつ高度な利用を促進します。

用途地域による適正な容積率、建蔽率を原則としつつ、市街地の中で特に土地の高度利用を図るべき地区で、良好な市街地環境の形成に寄与する地区については、再開発等促進区を定める地区計画等の緩和制度を活用し、民間投資を誘導するための措置を適切に講じます。

都市再生緊急整備地域においては、都市の再生の拠点として、都市再生特別地区等の制度を活用し、緊急かつ重点的に市街地の整備を促進します。

（５）機能更新・誘導に関する方針

大規模工場跡地等の土地利用転換や低未利用地における開発等については、土地利用転換の動きに迅速かつ適切に対応し、用途地域の見直しや地区計画等の活用により、用途の混合を防止するなどの規制等を行うこととあわせて、地域の魅力向上に資するよう土地利用の誘導・更新を図ります。

（６）優良な農地との健全な調和に関する方針

都市農地については、「都市農業振興基本計画（平成28年閣議決定）」において、都市政策上も都市に「あるべきもの」、都市における貴重な緑地として明確に位置づけられました。

都市農地は、食料の安定供給を図るための生産基盤はもとより、環境保全、水源かん養、防災機能、良好な景観を形成する機能、教育・レクリエーション機能等、多様な公益的機能を有しています。

これらの多様な機能を発揮させるため、地方計画である「大阪市都市農業振興基本計画」との整合を図り、農業の担い手の確保等の農業振興施策とあわせて、生産緑地制度の活用等を適切に行い、優良な農地の保全・活用を促進します。

（７）大規模集客施設の立地の方針

大規模集客施設は、商業、娯楽、文化、交流機能等の多様な機能を有し、地域の中心ともなり得る施設であることから、無秩序な立地により都市構造や周辺環境等への悪影響を及ぼすことがないよう、地域の実情に応じて適切な誘導を図ります。

３．市街化調整区域の土地利用の方針

本区域をほぼ東西につらぬく淀川・大和川は、都市生活にゆとりと潤いを与える貴重な自然環境であり、水辺の空間及び緑地として充分に機能するよう、保全整備を進めます。

４－２．都市施設の整備に関する方針

１．交通施設に関する方針

（１）基本的な考え方

国際競争力を持つ大阪都市圏の形成を促進するため、国土軸や環状交通機能の強化、阪神港や関西国際空港等の広域拠点施設や国土軸へのアクセスの強化、関西圏の連携強化等、交通ネットワークの充実・強化を進めます。

あわせて、ICTの活用による交通手段のシームレス化（MaaS等）、公共交通の利用促進を図ることにより、ストックを活用した利便性の高い交通をめざします。

また、現在のバス路線については、市民・利用者に必要なバスサービスを将来にわたり、持続的かつ安定的に提供していくため、地域交通施策として必要な路線の維持をめざした取組を進めます。

さらに、リニア中央新幹線や北陸新幹線は国土軸の強化に寄与するなど重要な広域交通インフラであることから、その全線早期整備に向けた取組を推進します。

（２）都市高速鉄道等

○　南北軸の強化や国土軸へのアクセス性の向上、都市内交通の円滑化に向け、なにわ筋線の整備等、鉄道ネットワークの充実に向けた取組を推進します。

○　乗継ぎ時の移動負担の軽減や情報案内の充実のほか、鉄道駅を含む周辺のバリアフリー化により、利便性や周遊性の高い公共交通をめざします。

○　鉄道施設の耐震対策等の防災対策、可動式ホーム柵の設置や踏切の安全対策、バリアフリー化による移動円滑化を促進します。

○　都市交通の安全性の確保と円滑化を図るため、阪急京都線・千里線やＪＲ東海道支線等の連続立体交差事業を推進します。

○　国際観光拠点の形成をめざす夢洲地区へのアクセス向上にむけ、段階的な土地利用の状況に応じた鉄道整備を推進します。

（３）道路

○　国際競争力を高める物流・産業活動を支えるため、広域連携強化や物流の効率化に資する大阪都市再生環状道路（淀川左岸線（２期）、大阪門真線）等のインフラの整備を進めるとともに、その効果を最大限に発揮するアクセス道路の整備を進めます。

○　道路、橋梁の耐震対策等の防災対策、歩行者・自転車走行空間確保、バリアフリー化等による移動円滑化の促進、道路の無電柱化等を進めます。

○　平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、重要物流道路として指定される道路網や、広域連携の強化、安全・安心の確保等に資する道路について、即効性、実現性を重視したさらなる選択と集中により、整備を進めます。

○　道路整備や交差点改良の推進、道路と鉄道の立体交差化等により、交通渋滞の解消を図ります。

○　鉄道駅周辺の集客施設等における駐輪場整備を促進するほか、違法駐輪対策のＰＲ活動を推進します。

○　駅周辺部の歩車交通の輻輳している地区や商業・業務施設の集積している地区

においては、民間建築物の開発等にあわせて、民有地を含め、安全性・利便性を高める公共性の高い通路（地下通路・デッキ）等によるネットワークの形成を図ります。

○　まちの将来像の明確化にあわせて、既存の道路空間を車中心から人中心の空間へと転換し、新たな魅力や価値の創出を図ります。

○　都市計画道路については、長期間事業が未着手であった路線の必要性について総合的に検証を行い、変更・廃止を含めた都市計画変更を平成25年に行いました。今後の整備については、優先順位を整理し、効率的・効果的に整備を進めていきます。

（４）港湾

○　大阪港においては、国際コンテナ戦略港湾として、交易の増加や船舶の大型化に対し、国際水準の港湾物流施設を備えた効率性･生産性の高い物流拠点の形成等を推進し、より一層の国際競争力の強化を図ります。

○　多様化･高度化する物流ニーズに対応するため、陸･海･空の結節点である大阪港ならではの最適輸送モードの提供をめざし、情報通信技術の活用も含めた高度なロジスティクス機能の集積を図ります。

２．河川整備の方針

（１）基本的な考え方

近年では、急速な都市化の進展や多発する集中豪雨等により、甚大な被害が発生しています。「人命を守ることを最優先」とする基本理念のもと、洪水リスクを市民と共有するとともに、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を効率的・効果的に組み合わせるトータルマネジメントにより対策を進めます。

また、洪水対策や高潮対策に加え、近い将来発生すると予測されている南海トラフ巨大地震による津波対策等、治水対策を進めます。

さらに、治水機能の確保を前提に、地域の特色を活かした水辺のにぎわい創出や水質の保全等、河川環境の整備と保全に取組みます。

（２）治水対策

○　「人命を守ることを最優先」に、これまでの治水施設による「防ぐ」施策とともに、様々な降雨により想定される河川氾濫、浸水の危険性（洪水リスク）について市民と共有し、「逃げる」施策や、雨が降っても河川への流出を抑制する雨水貯留・浸透事業等（校庭貯留・各戸貯留等）の「凌ぐ」施策を効果的・効率的に組み合わせた治水対策に取組みます。

○　時間雨量 50ｍｍ程度で床下浸水を発生させない、かつ、少なくとも 65ｍｍ程度で床上浸水を発生させないことを目標に、治水施設の整備と、開発に伴う流出抑制施設や、学校等での雨水貯留・浸透施設の設置等、下水道事業とも連携した総合的な治水対策を実施していきます。

○　本区域の西部に位置する西大阪地域では、防潮堤や水門等の耐震対策や津波対策を実施していきます。

○　国が管理する淀川、大和川については、早期に治水安全度を高める観点から、堤防強化・流下能力の向上対策・水位低下対策等の治水対策や、決壊すると甚大な被害が発生するゼロメートル地帯等のうち、まちづくり等複合的に効果のある地区について高規格堤防の整備が実施されるよう国へ働きかけます。

（３）河川環境の整備と保全

○　歴史的・文化的資源を活かした水辺空間の整備等を積極的に進め、「水の都・大阪」にふさわしい良好な都市環境の創造を進めます。

○　寝屋川流域の水質改善に向けては、下水道事業と連携し、総合的な水環境改善の取組を進めます。

３．下水道整備の方針

（１）基本的な考え方

本区域の人口に対する下水道普及率は、99.9%（平成 31 年 3 月末時点）となっています。

下水道事業の安定的な運営、市民の生活や企業活動を支え続けていくため、老朽化施設の改築更新や耐震化を優先的に進めながら、浸水対策や水質保全等の取組を進めます。

（２）浸水対策

○　市街地における治水安全対策のため、河川整備等と連携を図りながら、10 年に一度の大雨（時間雨量 60㎜ 程度）に対して、「淀の大放水路」をはじめとした下水道幹線の建設や「此花下水処理場ポンプ場」のポンプ施設の新増設等を進めます。

○　局所的な集中豪雨や計画雨量を超える超過確率降雨による都市型水害対策として、ますの増設や道路を横断する側溝の設置、枝線管渠のネットワーク化等、地域の特性に応じた対策も合わせて推進します。

○　都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域においては、民間による雨水貯留施設の整備を推進するなど、官民連携した浸水対策の取組を進めます。

○　水害ハザードマップの作成や降雨情報の提供等のソフト対策も取り入れながら、総合的な浸水対策を進めます。

（３）水質保全

○　リンや窒素、有機物等の除去を一層進めるための高度処理施設の整備を進めます。

○　汚泥処理の効率化及び環境負荷低減のため、各下水処理場間で汚泥のパイプ輸送化を行い、脱水機及び炉を保有する処理場での集約処理を進めます。

○　合流式下水道による水質汚濁の改善のため、降雨初期の汚れた雨水を一時的に貯留し、晴天時に下水処理場で処理するための雨水滞水池等の建設や下水処理場で雨天時に高級処理する水量を増大させる処理法の導入を進めます。

（４）都市環境対策

○　下水道資源（エネルギー、処理水・汚泥・廃熱など）の有効活用を図り、省資源型社会の形成をめざします。

○　下水処理から発生する消化ガスなどを用いた創エネルギーの取組や、下水処理場などの設備更新時に省エネ機器を導入するなど、地球温暖化の抑制に取組みます。

４．公園整備の方針

（１）基本的な考え方

大阪の活力と魅力を高め、市民の豊かで安全・安心な生活を支えるとともに、みどり豊かな大阪の実現に向けて都市の中の貴重なオープンスペースを創出・保全するため、次世代に継承する公園整備を進めます。

まちの将来像にあわせて公園の再編等が必要な場合は、現行の公園機能等にも配慮しながら適宜見直しを行います。

（２）公園の特色を活かし育み、都市の顔となる公園づくり

○　憩いの場や交流・スポーツの場、災害時の避難場所、市街地における貴重なみどりの拠点等、公園ごとの特色を活かし育み、公園が立地する都市の顔となるよう、公園ごとに施設の整備や、活用・管理の充実等に取組みます。

（３）都市の活力・魅力を生み出す公園づくり

○　公園を一体的かつ効果的・効率的に管理運営を行う「指定管理者制度」や、公園管理者以外が公園施設の設置・管理を行う「公園施設設置管理許可制度」など、公園毎に効果的に民間活力を導入し、各公園の特徴を活かした魅力向上を図ります。

○　多彩なイベントの場や市民のコミュニティ活動の場の提供等、市民活動やまちの拠点となる身近な都市公園づくりを推進します。

（４）安全・安心・快適に利用できる公園づくり

○　一時避難場所や災害応急対策活動空間として機能する都市公園の整備とともに、広域避難場所となる都市公園の防災機能の向上に努めます。

○　豊かな生活を育むレクリエーション空間等の創出に向けて、少子高齢化や健康志向、地域の歴史・文化に対する関心の高まりといった多様なニーズに対応した整備を推進します。

○　全ての人が安心して利用できるよう、計画的な施設更新を実施するとともに、標識等の多言語化等の推進や、施設のバリアフリー化等を進めます。

５．その他の都市施設の整備の方針

○　ごみ焼却場等は、周辺の環境や土地利用状況、アクセス等に配慮して、その配置について十分に検討します。

○　ごみや廃棄物の適正処理に努めるだけでなく、発生抑制、再生利用の促進に取組み、持続性のある循環型社会の形成に寄与します。

○　市場については、生鮮食品等の取引の適正化、流通の円滑化と市民の消費生活の安定を図るため、卸売市場の市場機能の充実を図ります。

○　都市計画決定後長期にわたって事業未着手となっている都市施設については、必要性や代替性等を考慮し、必要に応じて適宜見直しを進めます。

４－３．市街地開発事業に関する方針

（１）基本的な考え方

本区域の土地区画整理事業は、戦前の組合施行の事業や戦後の戦災復興事業等、市街地整備に大きな役割を果たしてきており、現在、淡路駅周辺地区、三国東地区において事業を進めています。

また、「うめきた２期区域」において国際競争力の強化に資する拠点としての都市基盤の整備を計画的に進めるとともに、未利用地活用型及び密集市街地の解消を目的とする地籍整備型の事業を実施しています。

市街地再開発事業は、その前身の市街地改造事業として大阪駅前地区等で完了しており、市街地再開発事業に移行後、阿倍野地区等で完了しています。今後も地域の特性や実情に合わせて取組を行っていきます。

市街地の開発にあたっては、地域の特性や実情にあわせて、区画整理や再開発等のさまざまな手法を活用するとともに、住民の協力を得ながら官民一体となった取組を進め、本区域の全体を対象に市街地の計画的な更新を積極的に図っていきます。

（２）今後の方針

基本的な考え方に基づき、地域の特性や実情にあわせて、規模に関わらず事業を実施し、計画的な更新を図っていきます。

【既成市街地の再生、防災性の向上】
- ・主要鉄道駅周辺部における都市機能等の再生
- ・密集市街地の改善
- ・市有地の有効活用　等

【都市拠点の形成など広域的なにぎわいづくり】
- ・都市再生緊急整備地域の整備
- ・臨海部におけるまちづくりの推進（夢洲・咲洲エリア）
- ・地域核の形成

【在来臨海部の再編】
- ・産業構造の転換等に伴う土地利用の再編や機能転換

【多様化する居住ニーズへの対応】
- ・都市居住の促進
- ・職住近接の居住ニーズに対応した住宅と業務・商業施設との複合的整備

４－４．その他の方針

１．都市再生に関する方針

（１）基本的な考え方

関西の発展をリードする新しいまちの形成を図るため、既存の都市基盤のストックを活かしつつ、幅広い雇用を創出していく拠点を形成することで、関西の都市再生を牽引する国際競争力の高い中枢都市機能の集積をめざします。

（２）今後の方針

【都市再生緊急整備地域のまちづくり】

（大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域）

大阪都心地域において、鉄道の交通結節点として大阪の北の玄関口たる大阪駅、水の都・大阪のシンボルである中之島、大阪のメインストリートである御堂筋沿道を中心とし、既存の都市基盤の蓄積等を生かしつつ、風格ある国際的な中枢都市機能集積地を形成します。

特定都市再生緊急整備地域に指定されている地域については、民間都市開発事業の促進、さらなる都市機能の高度化、公民連携による様々な公共貢献の取組等を推進します。

＜特定都市再生緊急整備地域の主な取組＞

○うめきた２期区域

うめきた２期区域において、“世界の人々を惹きつける比類なき魅力を備えた「みどり」と、新たな国際競争力を獲得し、世界をリードする「イノベーション」を生み出す都市機能との融合拠点”をめざし、スマートシティの推進に資する質の高い民間開発を誘導するとともに、JR 東海道線支線地下化事業及び新駅設置事業等の基盤整備を推進します。

○中之島４丁目・５丁目

中之島４丁目において、大阪中之島美術館の建設、最先端の未来医療技術の産業化とその提供による国際貢献の推進をめざす未来医療国際拠点の整備に取組んでおり、これを契機として、周辺の民間開発プロジェクトや市有地の開発が相互に連携・調和するまちづくりを誘導し、大阪の文化・芸術・学術の中心を担う国際的な拠点形成を推進します。

また、中之島５丁目においては、市有地や民間所有の低未利用地の土地利用を促進し、国際的な拠点形成に資する質の高い民間開発を誘導します。

○御堂筋周辺

御堂筋沿道において、高質で風格のあるまちなみの創出やエリアの活性化を図ります。また、御堂筋の側道歩行者空間化に向けた取組を推進するとともに、新たに創出される道路空間等の利活用に向けた支援を行うなど、エリアマネジメントの促進に取組みます。

（大阪コスモスクエア駅周辺地域）

既存の先端技術開発や国際交易、情報通信機能の集積を活かし、大学・研究機関の誘致、研究開発型企業等の立地促進を図り、「産学連携を可能とする研究開発拠点の形成」をめざします。また、生活利便機能の導入を含め「魅力ある市街地の形成」をめざすとともに、臨海部の特性を活かした「親水空間や賑わい空間の形成」を促進します。

（難波・湊町地域）

大阪の南の玄関口にあり、関西空港に直結する主要交通拠点という立地特性を生かして、球場や貨物ヤードなどの跡地の大規模土地利用転換や既存建築物の機能更新・改修により、人・情報・文化の交流・結節拠点を形成するとともに、建築物の耐震化や災害時の帰宅困難者の対応等による災害に強い拠点形成を促進します。

（阿倍野地域）

天王寺・阿倍野ターミナルに近接する立地特性を生かし、大阪の南の玄関口にふさわしい、商業・娯楽・居住・宿泊機能等が複合した個性ある拠点を形成します。

（大阪城公園周辺地域）

図表４－１　大阪城公園周辺地域

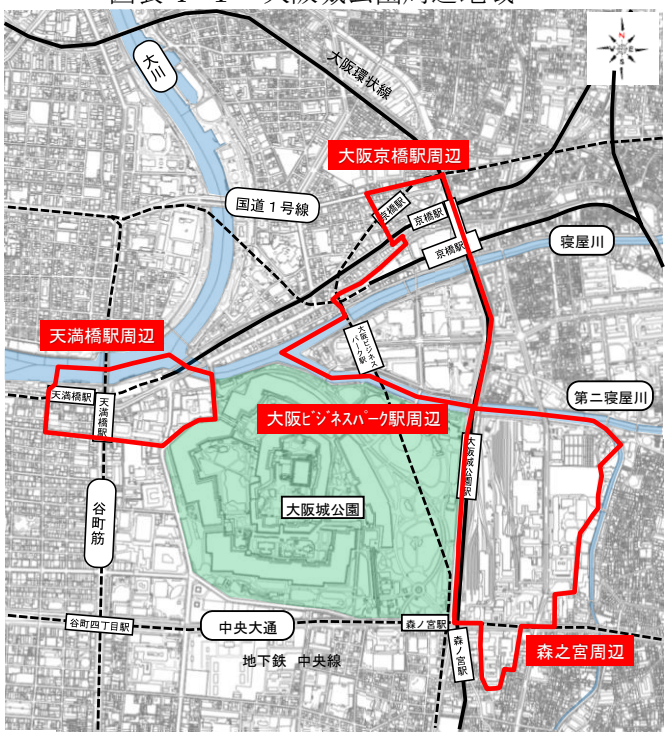

充実した交通インフラ、豊かな自然環境等の立地条件を活かしつつ、環境配慮や防災性向上を図りながら、既に集積している都市機能（業務、商業等）の機能更新を進め、魅力ある複合的な国際拠点を形成し、同時に、本市の経済成長戦略上、観光戦略上重要な拠点である大阪城公園の魅力向上の取組と併せ、魅力とにぎわいのある複合的な国際拠点の形成を図ります。また、京橋駅周辺への新たな機能導入と大阪城公園や大阪ビジネスパークの文化・観光機能との連携により観光客など来訪者の誘致や滞在を促す複合的な都市機能の集積と高度化を図り、関西広域の観光資源を繋ぐハブ拠点を形成するとともに周辺地域との安全で円滑・快適な歩行者ネットワークを形成します。加えて、新大学を先導役にした、多世代・多様な人が集い、交流する国際色ある拠点を形成します。

＜都市再生緊急整備地域の主な取組＞

〇森之宮周辺

大阪城公園に隣接した交通至便な地域特性を活かし、低未利用地等の土地利用転換や機能更新にあわせて基盤整備や水辺空間等の整備を進め、土地の高度利用と良好な市街地形成を図りつつ、令和７年 4 月開所予定の公立大学法人大阪の「森之宮キャンパス」を先導役として、観光集客・健康医療・人材育成・居住機能等を集積し、多世代・多様な人が集い、交流する国際色あるまち「大学とともに成長するイノベーション・フィールド・シティ」をコンセプトとするまちづくりを推進します。

その実現に向けては、まちにひらかれ、まちとともに成長する「次世代型キャンパスシティ」の形成、健康医療・環境等の既存資源を活かした「スマートシティの実証・実装フィールド」としての活用、多様な人、機能、空間、主体が交流する「クロスオーバーシティ」の形成をめざしたまちづくりに戦略的に取組みます。

都市再生緊急整備地域においては、都市再生特別地区の活用により、知の集積・イノベーション、文化・芸術・交流機能等の都市機能の導入や、広場や歩行者空間の充実、良好な都市景観の形成、環境負荷の低減、防災対策等様々な公共貢献の取組を誘導し、都市の再生を図ってきました。

これらの実績を踏まえながら、引き続き社会経済情勢の変化に対応した柔軟な制度の運用を図っていきます。

【夢洲のまちづくり】

夢洲まちづくり基本方針に示す、夢と創造に出会える未来都市「SMART RESORT CITY」をコンセプトに、「リゾート」と「シティ」の要素を融合させた空間を形成し、「スマート」な取組によって、まち全体の連携を高度化し、関西・大阪の活力をけん引する国際観光拠点の形成をめざします。

また、夢洲で万博が開催されることを踏まえ、その意義や理念を活かしたまちづくりをめざします。

国際観光拠点の形成を具体化するにあたっては、観光施設及び物流施設のそれぞれが最大限に機能を発揮できるようまちづくりを進めます。

図表４－２　SMART RESORT CITY の方向性

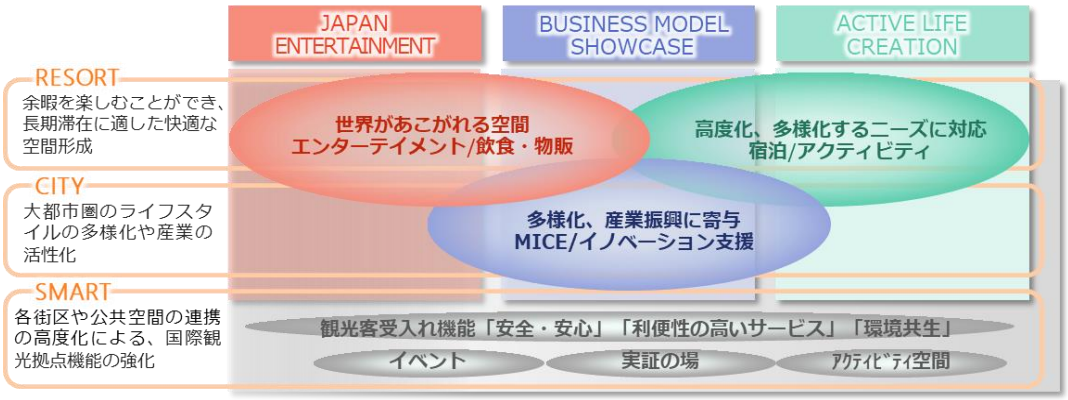

出典：夢洲まちづくり基本方針

図表４－３　夢洲まちづくりのイメージ（インフラ等の整備方針）

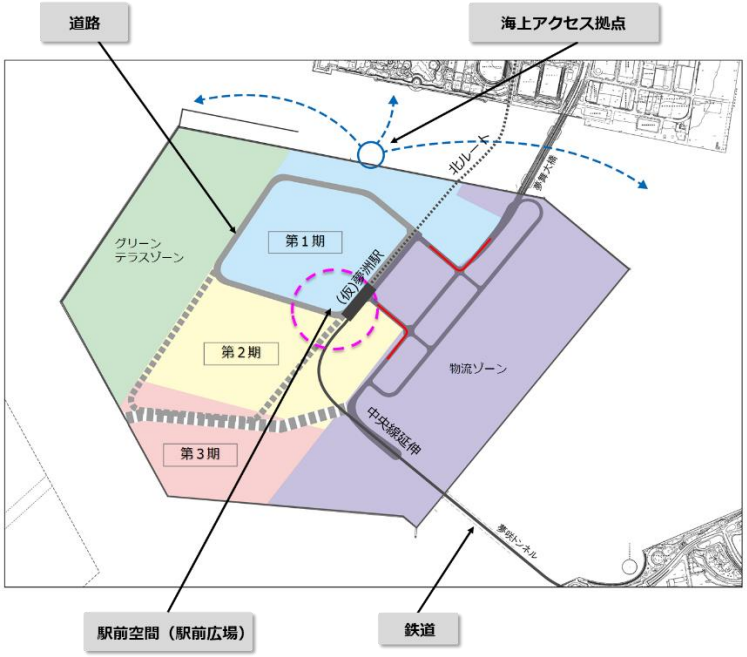

出典：夢洲まちづくり基本方針をもとに作成

【新大阪駅周辺のまちづくり】

北陸新幹線の開通や、リニア中央新幹線の全線開業によるスーパー・メガリージョンの形成等の新たなインパクトに備えて、20 年から 30 年先を見据え、本市を含め国、府、経済界、民間企業等により構成される「新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備地域検討協議会」における検討を踏まえ、新大阪駅周辺を中心に、十三駅周辺、淡路駅周辺を含めた範囲を検討対象地域として、スーパー・メガリージョンの西の拠点や広域交通のハブ拠点、関西・アジアのゲートウェイの役割を担うまちづくりの実現をめざします。

図表４－４　新大阪駅周辺地域の概ねの検討対象地域

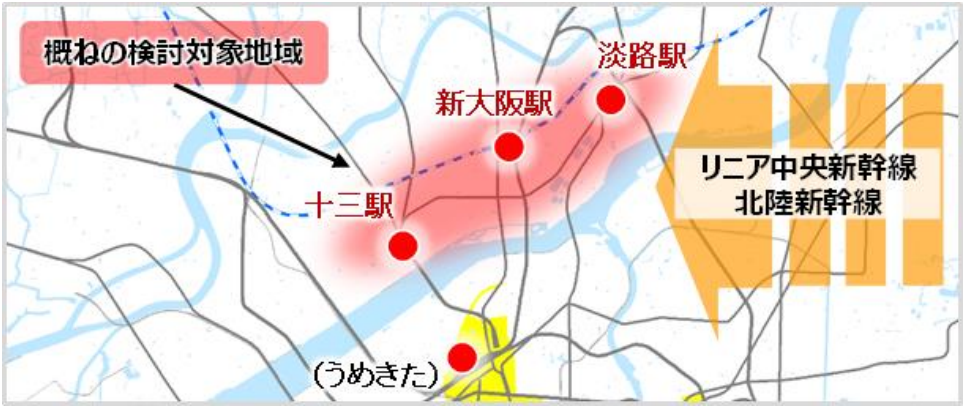

出典：新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備地域　まちづくり方針の骨格

図表４－５　新大阪駅周辺地域が担うべき役割と導入すべき都市機能

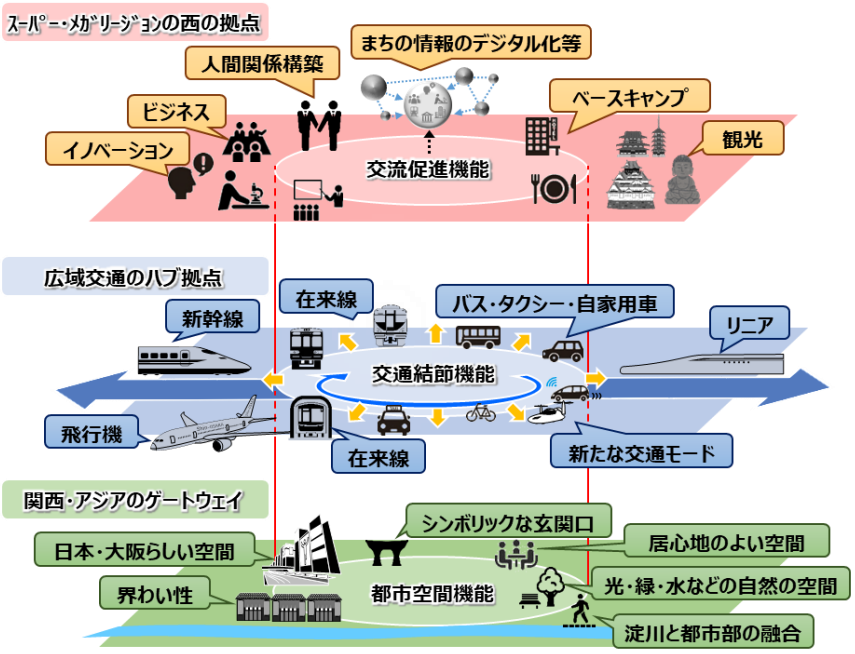

出典：新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備地域　まちづくり方針の骨格

２．都市防災に関する方針

（１）基本的な考え方

「大阪市強靭化地域計画」との整合を図り、自然災害が発生しても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつ「強靭な大阪市」を構築するための都市づくりを推進します。

（２）防災・減災のための都市づくりの方針

【密集市街地の整備】

○　幹線道路や公園等の都市基盤施設の整備を進め、都市の防災骨格を形成します。

○　密集市街地における防災性の向上を図るため、地域住民等と連携しながら、老朽木造住宅等の建替えや狭あい道路の拡幅等を促進します。

○　再整備が必要な箇所において、土地区画整理事業により、市街地の土地利用更新環境の改善及び防災性の向上を図ります。

【不燃化】

○　市街化区域内においては、工業・工業専用地域を除いて、すでに全域で防火・準防火地域を指定しており、これまでも耐火・準耐火建築物等への誘導を図ってきましたが、引き続き適切な運用を図ります。

○　防火・準防火地域以外の区域についても、建築物の屋根等の防火性能を向上させるなど、本区域全域について不燃化を促進します。

○　市街地大火を防止するため、避難経路となる幹線道路沿道の不燃化を促進します。

【耐震化】

○　道路、防潮堤、下水道施設等の土木構造物、ライフライン、市設建築物の耐震化（特定天井脱落対策等を含む）を推進します。

○　地震等災害の発生時に、救急救命活動や緊急支援物資の輸送機能の確保のため、広域緊急交通路にかかる橋梁、また、その沿道建物等について、道路ネットワークを考慮し、耐震化を推進します。

○　民間住宅、不特定多数の者が利用する大規模な建築物等、耐震診断が義務付けられている建築物、鉄道施設の耐震化等の安全対策を促進します。

【洪水・浸水対策】

○　概ね 10 年に一度の降雨（時間雨量 60㎜ 程度）に対する市街地の浸水被害の軽減を図るため、下水道・河川の整備や雨水貯留・浸透施設を整備等、水害に強いまちづくりを行います。

○　大規模な地下空間においては、地下街、地下道、地下駅、接続ビルの管理者・所有者による連携した浸水対策（避難対策及び止水対策）の取組を促進します。

【津波・高潮対策】

○　大阪府と連携し、府が設定した津波浸水想定の結果を踏まえ、堤防・水門等の防潮施設の耐震化・液状化対策並びに津波の越水に対する粘り強い構造化について取組みます。

○　防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努めます。

○平成 30 年台風第 21 号を上回る過去最大規模の台風（伊勢湾台風級）の浸水想定結果を踏まえ、埋立地（咲洲・舞洲・夢洲）における浸水対策に取組みます。

【帰宅困難者対策・業務継続】

○　大規模災害時に、鉄道等の交通機関の運行中断による帰宅困難者対策として、市内中心部等において、屋外に滞留する帰宅困難者の一時滞留スペースの確保に取組みます。

○　エネルギー需要密度の高い市内中心部において、自立分散型電源の導入とエネルギーの融通によるエネルギーの面的利用を促進し、災害時業務継続地区を構築します。

【その他】

○　大規模地震に備え、地域における自助・共助の応急体制を整えるため、地域住民等への防災啓発の強化や地域の防災まちづくりへの支援を行うなど、「地域防災力の向上」を促進します。

○　ハザードマップ等を作成し、災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について、日頃から地域住民等への普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知します。

（３）災害時の都市機能の確保

○　広域災害発生時に備え、広域緊急交通路を補完する道路ネットワークを整備することにより、代替性の確保（リダンダンシー）や防災アクセス等の向上を図ります。

○　広幅員の道路整備に合わせて、無電柱化を進め、大規模災害発生時の避難路や緊急車両の通行確保、美しい街並みの形成を図ります。

○　後方支援活動拠点及び広域避難場所に指定されている都市計画公園等の貴重なオープンスペースを防災空間として確保するなど、防災・減災の取組を推進します。

（４）迅速な復旧・復興への対策

○　大規模な地震災害からの迅速かつ円滑な都市の復興を進めるため、被災前から復興都市づくりのプロセスを明確にするなどの事前復興の取組を推進し、平時からの事前の備えを着実に推進します。

３．みどりに関する方針

（１）基本的な考え方

「新・大阪市緑の基本計画」との整合を図り、みどりの保全や創出に努め、魅力あふれる都市の形成に努めます。

【基本方針】

○　身近な生物生息空間、既存のみどりの保全、人々の安全・安心、快適な住環境の創出、さらには実感できる緑の創出等により、豊かな生活につながる「みどりの基盤」を構築します。

○　都市へ風を通し、生物の移動空間や災害時の避難路となるだけでなく、みどり豊かな都市空間の創出に寄与するみどりを、市内及び周辺につなげていき、「みどりのネットワーク」を構築します。

○　大都市・大阪の自然や歴史・文化を支える貴重なみどりの都市空間を顕在化し、大阪の個性を特徴づける自然と歴史・文化を感じる「みどりの骨格」形成につなげます。

○　大阪の都市機能を支える拠点エリアを対象に、各エリアの特徴や資源等を活用した都市空間を演出し、だれもが働きたい・訪れたいと感じる都市の形成に向け、既存ストックと民間活力を最大限に活かし「みどりの都市魅力」を創出します。

○　市民・事業者・行政が将来像を共有しつつ、それぞれの立場や役割を踏まえて一体となってみどりのまちづくりを推進する制度や仕組みを構築します。

（２）都市づくりにおけるみどりの保全・創出に関する方針

【みどりのネットワークの形成】

主要幹線道路や主要河川においては、街路樹等の緑化の充実や民有地と連携した緑化を進めるなど、みどりのネットワークの形成を推進します。

特に東西方向については海から山へ風を引き込み流すようなみどりの軸を形成します。

【災害に強い都市空間の創出】

これまでの都市防災への対応に加え、今後発生が予想されている大規模地震への対応や災害後の復興まちづくりまでも見据えた、みどりを通じた災害に強い都市空間を創出します。また、近年問題となっている都市型水害（ゲリラ豪雨等）の軽減に寄与するみどりを創出します。

【人と自然が共生する都市環境の創出】

都市における生物多様性の確保や自然環境の保全に努めるとともに、ヒートアイランド対策をはじめとする低炭素型都市づくりや省エネルギー化に貢献するみどりを保全・創出することにより、人と自然が共生する都市環境を創出します。

【都市魅力・集客力の向上】

大阪のみどりのイメージ構築・発信に効果的に寄与する大阪の顔となる場所、グランドデザイン・大阪で示されるようなエリアや場所において、既存ストックと民間活

力を最大限に活用し、“みどりの都市魅力”を創出することで、都市魅力・集客力の向上につなげます。

【大阪の歴史・文化を感じられるみどりの保全】

社寺・仏閣をはじめ、大阪の歴史・文化を感じられる上町台地のみどり豊かな景観の保全や大川・中之島一帯における建築物と水辺のみどりが調和した景観の保全・創出を行い、みどりの空間づくりに努めます。

【民間活力を活かしたみどりの創出】

民間開発時において、開発許可制度を活用した開発公園の整備や総合設計制度を活用した公開空地の確保等により、民間活力を活かした新たなみどり空間の創出につなげます。

【市民・事業者・行政協働によるみどりのまちづくりの推進】

市民、ＮＰＯ、事業者などの様々な活動主体が、新たな公共として行政と一体となって新たなまちづくりを推進していく仕組みをつくります。

４．居住環境に関する方針

（１）基本的な考え方

地域との連携による魅力と活気のあふれるまちづくり、安全・安心に住み続けられる住まいづくりを推進します。

（２）良好な居住環境の形成に向けた方針

【住宅地】

○　地域の多様な担い手との連携を図り、建築物等を活かした都市・地域魅力の向上・発信に取組み、魅力あるまちづくりを推進します。

○　市営住宅の建替えに際し、土地の高度利用を図ることにより創出した余剰地や空き住戸等の市営住宅ストックを有効活用し、地域の活性化を促進します。

○　密集市街地における防災性の向上を図るため、地域住民等と連携しながら、老朽木造住宅等の建替えや狭あい道路の拡幅等を促進します。

○　区画整理手法を活用して市有地等を積極的に活用できる環境を整備し、土地利用の更新によるまちの活力の向上を図ります。

○　用途地域、特別用途地区、風致地区等の地域地区、地域の特性に応じたまちづくりの方針や規制・緩和を定める地区計画等、都市計画手法の活用により良好な居住環境の形成を図ります。

○　住宅と工場が混在する地域においては、特別用途地区等の都市計画手法の活用等により、住宅と工場との調和・共存を図ります。

【住宅・建築物】

○　安心して子育てができるマンションや防災力が強化されたマンション等、一定の基準を満たした民間マンションを認定するなど、良質な住まいの供給を促進します。

○　分譲マンションの適正な管理や円滑な建替えや民間賃貸住宅を対象とした子育て世帯等向け改修への支援等を実施するとともに、市営住宅ストックの適切な更新・維持管理を推進し、住宅の長期利用とストックの再生・有効活用を図ります。

○　耐震性の不足する民間住宅や多数の者が利用する民間建築物及び市設建築物等の耐震化を推進する等安全対策の促進を図ります。

○　適正な管理が行われず地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家等への対策や空き家の多様な利活用による地域のまちづくり等について、空家等対策計画等に基づき取組を推進します。

５．都市環境に関する方針

（１）基本的な考え方

「大阪市環境基本計画」等との整合を図り、すべての主体の参加と協働のもと、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の形成」、「快適な都市環境の確保」に取組み、地球環境への貢献を果たしていくことによって、SDGs 達成に貢献し、安心・快適な環境と活力ある経済・社会が好循環し、地球環境に貢献する環境先進都市の実現をめざします。

（２）環境先進都市の形成に向けた方針

【低炭素社会の構築】

○　太陽光発電等の再生可能エネルギーを有効活用するほか、ごみ処理や下水処理に伴って発生する未利用エネルギーなどの活用を図ります。

○　エネルギー利用の効率化や電力需要の平準化に取組むとともに、省エネやCO2排出量の削減に向けた取組を推進します。

○　なにわ筋線の整備をはじめとした公共交通の整備拡充・利用促進に取組むとともに、自転車の利用促進、エコカーの普及促進等、低炭素型の交通システムへの変革を図ります。

○　街区レベルで再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用や高効率なエネルギー利用、エネルギーの最適利用等に取組みます。

特に、「うめきた（大阪駅北地区）」、「中之島地区」、「夢洲・咲洲地区」、「御堂筋周辺地区」については低炭素型都市に向けたモデルエリアと位置づけ、自立分散型電源の導入と建物間を繋ぐネットワーク化によるエネルギーの面的利用を促進するなど、地域の特性を活かした低炭素型のまちづくりに取組みます。

○　「大阪市公共建築物等における木材利用基本方針」に基づき、公共建築物等への木材利用を促進することにより、森林の適正な整備・保全につなげ、CO2吸収量の増加に貢献します。

○　気候変動により生じる、もしくはすでに生じている避けることのできない影響に対して、自然や社会のあり方を調整することで被害を回避、軽減する取組（適応策）を進めます。

【循環型社会の形成】

○　「持続可能な循環型社会」を形成するため、３Ｒのうち優先順位の高い２Ｒ（Ｒｅｄｕｃｅ＝発生抑制、Ｒｅｕｓｅ＝再使用）の取組を推進します。

○　「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、使い捨てプラスチックのさらなる削減などに取組みます。

○　市民・事業者と連携し、ごみの分別・リサイクルの取組を進めます。

○　ごみの焼却余熱を利用した発電等、ごみ処理のあらゆる過程において、環境への負荷の低減を図ります。

【快適な都市環境の確保】

○　屋上緑化や壁面緑化等多様な手法を用いて緑化を進めるほか、道路においても、街路樹の保全・育成を図るとともに、都市における貴重なオープンスペースである都市公園の整備に取組みます。さらに、農地は、農産物の供給機能だけでなく、防災・減災、ヒートアイランド対策や環境保全等にもつながることから、その保全に取組みます。

○　水辺に親しめるよう遊歩道を整備するなど水都の再生を図り、魅力あるまちづくりの中核として水辺環境づくりを総合的に推進します。

○　「生物多様性ホットスポット」等の市内の貴重な自然、都市公園、民有地の緑地等、生き物が生息・生育する空間を保全する取組を進めるとともに、これらをつなぐ河川や道路に沿ってみどりをつなげ、みどりの骨格の形成に努めるなど、生態系ネットワークの形成を図ります。

○　ヒートアイランド対策として、人工排熱の低減や建物・地表面の高温化抑制等の「緩和策」と、熱中症等の人への影響等を軽減する「適応策」を推進します。

○　安全で健康かつ快適な都市環境を確保するため、大気汚染対策、アスベスト対策、水質汚濁対策、騒音・振動対策等を推進し、引き続き都市環境の保全・改善に取組みます。

６．都市景観に関する方針

（１）基本的な考え方

「大阪市景観計画」との整合を図り、景観形成の目標である「都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む、大阪らしい景観をつくる」ことをめざして、景観形成を推進します。

（２）景観形成の基本的な方針

市域全域での心地よい市街地景観の形成、地域の特性を活かした景観の形成、市民や事業者との協働による景観の形成を推進します。

また、眺望景観・夜間景観形成の観点から、都市のイメージを高める印象的な顔づくり、景観資源を活用した地域のにぎわいづくり、個性を際立たせた夜間のにぎわいづくり、景観に対する意識の向上と都市への愛着や誇りの醸成、安全・安心に過ごせる上質な夜間の環境づくりを推進します。

（３）景観形成の取組の方向性

【地域の特性を活かした建築物等の誘導】

大阪らしい景観が持つ多様な表情に応じて、地域の特性を活かした建築物等の誘導を図るため、建築物等の景観誘導に加え、屋外広告物の規制誘導、景観上重要な建造物や樹木の保全、景観上重要な公共施設の景観形成、大規模な面的開発に合わせた景観誘導、眺望景観・夜間景観の形成を推進します。

建築物等の景観誘導においては、市域全域の景観の水準を高めるため、地域ごとの景観特性や地域における景観形成の取組状況等を踏まえ、景観計画区域の細分化及び誘導内容の詳細化を図ります。

特に、都市戦略上、計画的な景観形成が求められる地区や景観誘導の高い効果が期待できる地区等では、重点的に景観形成を図っていくものとし、届出対象行為や誘導基準を個別に定めるなど、通常の景観計画区域よりもさらにきめ細やかな景観誘導を行います。

また、シンボルストリートである御堂筋沿道【土佐堀通～長堀通】においては、「大阪の伝統と革新がうみだす 世界的ブランド・ストリート～歩いて楽しめ、24時間稼働する多機能エリアへ～」をめざし、地区計画等の都市計画手法により、建築物の高さや壁面の位置の基準を定めるとともに、御堂筋デザインガイドラインにより建築物や広告物のデザイン誘導を行っており、引き続き、重点的な景観誘導を行います。

眺望景観・夜間景観について、大阪を代表するエリアとして、大阪城公園周辺においては大阪の象徴的な景観を、ベイエリアにおいては港らしい景観を、中之島等においては水辺の魅力を高める景観の創出を図ります。

【地域との協働による景観まちづくりの推進】

市民との協働により、新たな地域の魅力を掘り起こし、大阪らしい個性ある地域の景観形成を進めるため、景観まちづくりの推進を図ります。

【景観に関する市民や事業者の意識の啓発】

市民や事業者との協働による景観形成を促進していくため、景観に関する意識の啓発を図ります。

【様々な専門家等と連携した推進体制づくり】

景観施策の取組をより効果的に推進していくため、様々な専門家等と連携した推進体制づくりを行い、効果的な施策の展開を図ります。

【無電柱化の推進】

「大阪都市魅力創造戦略 2020」の重点エリアや「大阪市景観計画」に定める都心景観形成区域等のうち、地域における合意形成が整った道路において、無電柱化を推進します。

図表４-６　大阪の典型的な眺め